

自動車運転再開を希望される方へ(高次脳機能障害の方)

自動車運転評価について

病気・怪我後の方で運転再開を希望される際には、安全に運転できるかどうかを適切に評価・判断することが求められ、以下のような法令があります。

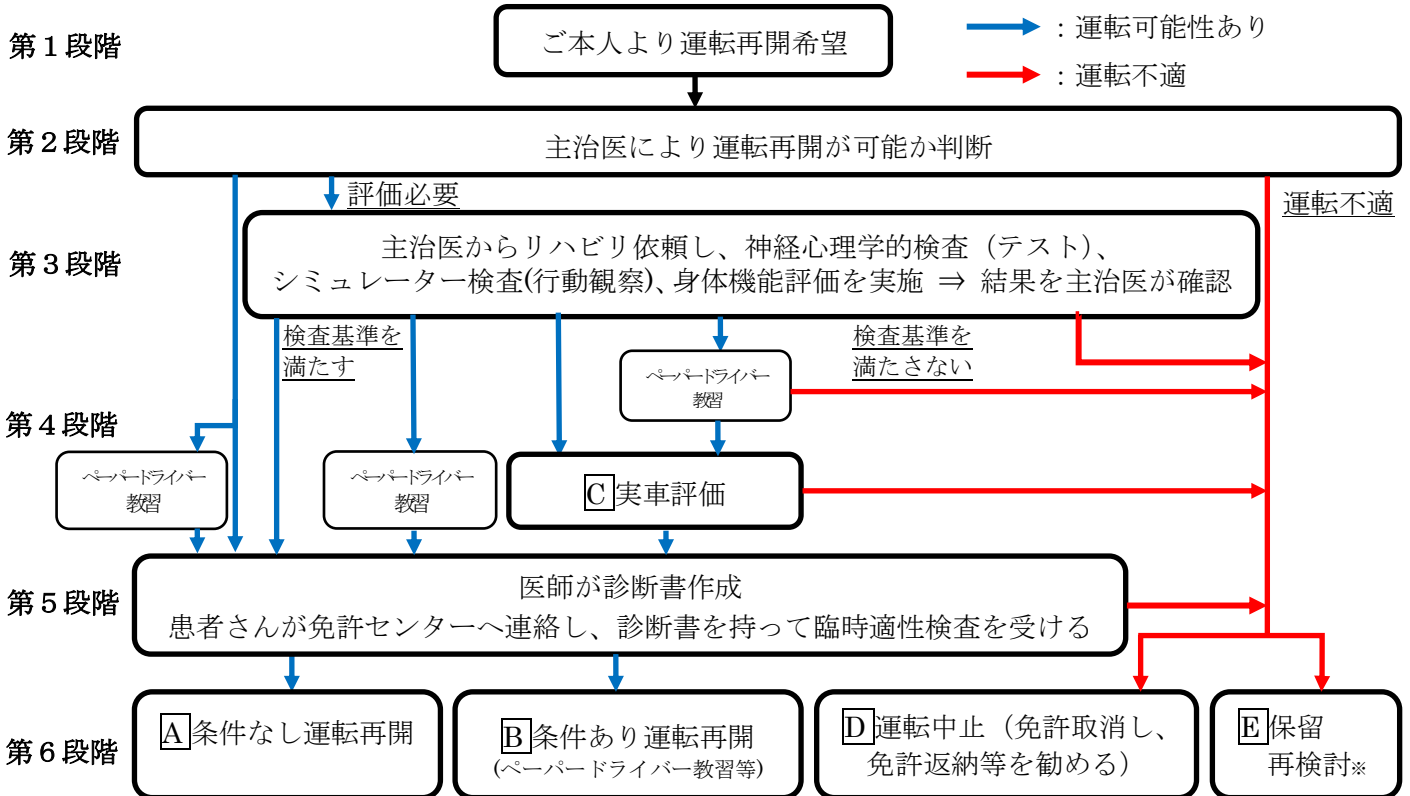
道路交通法第97条にもとづいて、都道府県の公安委員会の命令で適性検査を行う必要がある。
適性検査の結果にもとづいて、公安委員会が免許取得や更新の可否を判断する。

法律上の手続きに関して

- 運転再開が可能かどうかは「免許センターでの適性検査」にて判断されます。
- 「適性検査」を受けるためには医師の「診断書」が必要となることがあります。
- 以下の方は運転再開ができません。
 - ・ てんかん発作が2年以内にある
- 以下の方は下記の「当院での診断書作成および自動車運転評価の流れ」に加え、手続きが必要です。
 - ・ 免許証を失効している
 - ・ 身体機能(身体の動き)に運転の妨げとなる障害がある、車の改造等が必要

当院での自動車運転評価および診断書作成の流れ

- 医師の「診断書」の作成にあたり、医療機関での「自動車運転評価」等が必要になる場合があります。
- 当院での自動車運転評価および診断書作成を行なう場合の流れは、以下のとおりです。
 - ・ 自動車運転評価は、移動を含めた身のまわりの動作が自立している方が対象となります。
 - ・ 診断書用紙は、主治医と相談した上で最寄りの警察署に取りに行き、当院の総合受付へ提出して下さい。
 - ・ 診断書は運転の可否を決定するものではありません。
 - ・ 運転再開後に事故を起こした場合には、自己責任であり、当院では一切責任を負いません。
- 実施した神経心理学的検査及び実車判定結果を含めた情報につきましては、学会発表・研究に使用させていただくことがあります。個人情報の保護法令を遵守し、これらの目的以外の使用はいたしません。ご協力お願いいたします。



※その後の流れに関しては、個別での検討となります。